

愛光学園同窓会 慶弔見舞金規程

第1条 本規程は、同窓会会員、その他関係者の慶弔見舞金に関する事項を定める。

第2条 慶事については、正会員、特別会員の本人が叙勲などの社会的榮譽を授かった場合、祝電を贈り、また追加の祝意については、総務委員会で協議の上、会長が行い、常任理事会に報告することとする。

第3条 弔事については、第4条に定める会員と役員等およびその家族が死亡した場合とし、会長の承認により弔電を贈り、また必要と認められる場合には、弔慰金または供花を贈ることが、できる。ただし、その旨を常任理事会に報告することとする。

第4条 弔慰金等については、原則として次のとおりとする。

- (1) 正会員(会費納入者) 弔電、供花(10,000 円相当) 等
- (2) 正会員(会費未納入者) 弔電
- (3) 特別会員(会則第3条) 弔電、供花(10,000 円相当) 等
- (4) 特別会員家族(1親等) 弔電
- (5) 役員等(会則第6条,9条) 弔電、供花(10,000 円相当) 等
- (6) 役員等家族 弔電

【会則】

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学園卒業生及び在学したもので理事会の承認を得た者
- (2) 特別会員 本学園の現・旧教職員

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (2) 副会長 (3) 常任理事 (4) 理事 (5) 監事 第

9条 本会に名誉会長、相談役、顧問を置く。

第5条 見舞金については、本人の会務上もしくは会務外の要因による傷病に対して見舞金を贈る。その対象先選定および見舞の方法等については常任理事会で決定する。

第6条 本規程に定めなき事項については、その都度、会長の承認を得て行うことができる。ただし、その旨を常任理事会に報告することとする。

第7条 本規程の改定は、常任理事会で決議するものとする。附

則 1. 本規程は、令和 3 年 10 月 30 日より施行する